

特定子ども・子育て支援提供者各位

高松市長 大西 秀人  
(公印省略)

高松市施設等利用費請求書等の提出について（依頼）

平素より本市の教育・保育行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、施設等利用給付認定を受けた認定子どもが、特定子ども・子育て支援施設等を利用した場合、保護者の方には、本市から施設等利用費を償還払いの方法により支払いすることとなります。

請求書等の提出書類につきましては、保護者の方から市に提出していただくことが基本となりますが、提出書類の取りまとめに御協力いただける特定子ども・子育て支援提供者の方におかれましては、次の方法により御提出をお願いいたします。

なお、各保護者の方から提出方法等について問合せがありましたら、周知をお願いいたします。

1 提出

(1) 利用施設等が提出書類の取りまとめに御協力いただける場合  
保護者の方から必要書類を集めて、市へ提出をお願いします。

(今回請求分は、令和 6 年 1 月から 3 月分の提供に係るもの)

※ 3 か月分のすべての請求分を 1 枚の請求書でまとめて請求いただきます。

保護者のうち、複数施設等を利用された方につきましては、貴施設以外の領収証等が添付されていますが、そのままお預かりください。

(2) (1) 以外の場合

保護者から、直接、市へ提出するよう、御案内をお願いします。

2 提出書類

別添ファイルの「令和 6 年 3 月 2 5 日付け事務連絡(保護者宛)」の『1 提出書類』のとおり。

※ 特定子ども・子育て支援提供者の方に作成いただくのは「特定子ども・子育て支援に係る提供証明書兼領収証」(ファミ・サポの場合は「活動報告書(子育て援助活動支援事業添付書類)」)です。

3 提出期限

令和 6 年 4 月 3 0 日(火) 午後 5 時まで

4 保護者への支払予定日

令和 6 年 6 月末頃

※ 事務処理の関係上、前後する場合がございます。

5 その他

今後の市への提出日等につきましては、提出月の前月末までに各施設等への通知により、お知らせいたします。

6 提出先

〒760-8571

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市役所 健康福祉局 こども未来部

こども保育教育課 電話 087-839-2358

〔新制度未移行幼稚園、公立のこども園及び公立の幼稚園⇒入所入園係  
上記以外の施設⇒監査給付係〕